

令和6年度板橋区生活安全協議会活動方針

1 活動方針

- (1) 「いたばし生活安全都市宣言」で宣言している「地域防犯力の向上」を図るため、板橋区や関係機関・団体は、意識啓発活動を積極的に進める。
- (2) 生活安全協議会は、共通の事業を行い、関係機関・団体の連携を強めるとともに、地域ぐるみの運動につなげる。
- (3) 重点項目を決めて専門部会を設置し、事業計画に基づき効果的に活動を行うとともに、地域ぐるみで犯罪の防止を図る。

2 重点項目

(1) 特殊詐欺・悪質商法対策

- 令和5年の特殊詐欺被害件数は137件、被害額は約3億4,000万円であり、いずれも令和4年に比べ増加している。特に、被害件数については、23区中4番目に多い結果となっている（東京都都民安全推進部による集計）。引き続き、関係機関と連携し、地域ぐるみの対策を講じていく。
- 消費者センターへの相談件数はほぼ横ばい傾向にあったが、令和5年度相談件数は令和4年度に比べわずかに減少している。悪質商法等については、消費者がスマートフォン等で、WEBサイトやアプリ等に表示される広告を目にすることが増えたことにより、広告をきっかけとした商品購入のトラブルが増加している。また、訪問販売では、トイレの詰まり等の修理サービスや屋根工事の相談が多く寄せられている。引き続き、現役世代から高齢者までの幅広い世代へ、SNS等を活用した広報活動や注意喚起に努めていく。

(2) 子どもに対する犯罪の防止対策

- 令和5年の子どもに対する犯罪（誘拐、わいせつ等）の認知件数は6件であり、令和4年に比べ1件増加している。引き続き、講習会の開催や小中学校と連携した登下校時の警戒強化（青色防犯パトロールカーやスクールガードによるもの）、「メールけいしちょう」・「Digi Police」の利用促進、躊躇しない110番通報の必要性の周知等により、子どもに対する犯罪への防犯意識啓発に努める。

(3) 火災予防対策

- 令和5年の火災件数は148件、火災による死者数は5名であり、いずれも令和4年に比べ増加している。火災原因の多くを占めている電気火災や放火をはじめとした各火災原因における注意喚起・対策の広報を実施していく。また、住宅用火災警報器及び消火器の設置促進並びに火災の危険性の周知に努める等、今後も関係機関と協力した防火対策を実施していく。

3 事業計画

(1) 令和6年度板橋区生活安全協議会専門部会

- 板橋区の安心・安全を推進させるため、専門部会委員と区、警察署、消防署の担当課長により、具体的かつ実効性のある施策を議論する専門部会を設置する。
- 専門部会委員は協議会委員から事務局が選定する。
- 令和6年度についても、1年間の犯罪、火災の統計がまとまる2月に開催することで、統計に基づいた施策を集中的に議論する。

(2) 区、関係機関・団体の協働事業

①地域安全マップ作製講習会

子どもの犯罪被害防止能力向上に向け、犯罪が起りやすい場所を地図に表す「地域安全マップづくり」を普及させることを目的として開催する。

【日時】 令和6年6月22日（土）

【会場】 板橋区役所とその周辺

【共催】 板橋区、小学校PTA連合会

【講師】 NPO法人 地域安全マップ協会

②犯罪抑止生活安全のつどい

犯罪のない安心・安全な都市を目指して、関係機関が一致団結して防犯意識を高めることを目的として開催する。

【日時】 令和6年10月7日（月）予定

【会場】 区立文化会館大ホール（板橋区大山東町51番1号）

【共催】 板橋区、警察署、防犯協会、町会連合会

③生活安全の日キャンペーン

毎年12月20日を「板橋区生活安全の日」と定め、年末年始に増加する犯罪や火災を予防するため、関係機関・団体が協力し、街頭キャンペーン等を実施する。

【日時】 令和6年12月20日（金）予定

【会場】 未定

【共催】 板橋区、警察署、消防署、防犯協会、防火防災協会

④板橋セーフティ・ネットワーク

区内を中心に業務を行っている事業者や区民が、日常生活や日常業務中に不審者等を発見した際の110番通報の協力等、日常生活や日常業務に防犯の観点を加えることにより、区内の犯罪抑止効果と早期解決を図っていく。

【内容】 区内事業者の参加促進、防犯情報の発信、

日常生活や業務に使用する車両用の防犯ステッカー等の配布

⑤防犯設備の整備補助

地域の安全対策を推進及び強化するため、都及び区が、町会・自治会、商店街が防犯カメラを設置する際の費用の一部を補助する。

なお、地域が自ら行う見守り活動を促進するため、令和6年度から令和8年度までの3年間は、都の補助率が引き上げられ、町会・自治会等及び商店街の負担割合が軽減される。

令和6年度補助内容	
町会・自治会（単独）	補助率 11 / 12 （補助額：500万円上限）
町会・自治会＋商店街（連携）	補助率 11 / 12 （補助額：750万円上限）
商店街（単独）	補助率 5 / 6 （補助額：600万円上限）

⑥防犯カメラの維持管理費等補助金

地域の防犯力の維持向上を支援するため、都及び区が、町会・自治会、商店街が管理する防犯カメラの維持管理費の一部を補助する。

なお、令和6年度から、移設費が都補助制度の対象に含まれることとなったため、補助制度が変更となる。

補助対象経費・経費限度額	補助額・補助限度額
維持管理費	1台当たり2,500円（定額）
電気料金 ・1台当たり5,000円限度	町会・自治会、商店街（連携） 補助率 5 / 6 商店街（単独） 補助率 2 / 3
電柱使用料 ・1台当たり3,000円限度	町会・自治会、商店街（連携） 補助率 5 / 6 商店街（単独） 補助率 2 / 3
移設費 ・1台当たり20万円限度	町会・自治会、商店街（連携） 補助率 5 / 6 商店街（単独） 補助率 2 / 3
撤去費	1台当たり10万円限度

※維持管理費を申請する場合、電気料金、電柱使用料は申請できない。

※令和4年度から、電気料金等高騰対策として、維持管理費補助額を2,200円から2,500円、電気料金経費限度額を4,000円から5,000円に変更している。

(3) 区の実施事業

①板橋区総合安心・安全パトロール

区の安心・安全を守るために、24時間365日、青色防犯パトロールカー3台による巡回警備を実施する。

【通常巡回警備】

[安心・安全パトロール]

児童の登下校時の安全確保と犯罪抑止。

[区立公園等パトロール]

区が設置・管理する公園、広場、バーベキュー場等における適正利用の促進。

[集積所における資源持ち去り防止パトロール]

集積所における条例違反行為の中止。

【特別巡回警備】

警察署等と連携し、不審者情報や犯罪発生情報等により、特に警戒を要する地域に対し、青色防犯パトロールカーの巡回を一定期間強化する。

②詐欺対策機器購入費補助

区民が区内店舗から詐欺対策電話機等(特殊詐欺等に関する着信を自動で拒否する機能や自動応答録音機能を備えた電話機及び機器)を購入した場合、費用の一部を補助する。

【補助対象】 区民(年齢制限なし)

【補助内容】 補助率1/2(上限2,000円)

【予算】 100,000円(50件分)

③簡易型自動通話録音機の配布

詐欺対策のため、主に固定電話機に貼り付けて使用する特殊詐欺対策用品(受話器を取るとセンサーが作動し、警告音声が発生した後、通話録音を自動で開始する機器のこと。)を無償配布する

【配布対象】 65歳以上の区民

【配布場所】 区役所及び警察署

【配布台数】 2,000台

④親子体験型防犯教室(親子で体験あんぜん教室)

子どもが外出時に犯罪に巻き込まれそうになった場面を想定し、講師からの解説及びジオラマを用いた体験によって、子ども及びその保護者が危険回避行動を学ぶことを目的として開催する。

【日時】 令和7年2月予定

【会場】 未定

【講師】 NPO法人 体験型安全教育支援機構

【対象】 区内在住で翌年度に小学校へ入学する幼児とその保護者

- ⑤いたばし子ども見守り隊・スクールガード（担当：教育委員会事務局地域教育力推進課）
児童の登下校時の安全・安心対策として、見守り活動のボランティア登録制度「いたばし子ども見守り隊」・「スクールガード」を創設し、腕章等活動に必要な物品を配付する。
- ⑥通学路防犯カメラの設置（担当：教育委員会事務局地域教育力推進課）
児童の安全確保及び犯罪抑止等を図るため、区立小学校の校地内・通学路上に防犯カメラを設置している（設置台数：258台）。

（４）区、関係機関による広報活動等

- ①「最近の犯罪発生情報」の発行（週1回）
特殊詐欺や侵入盗等の発生情報を、区ホームページに掲載する。また、板橋セーフティー・ネットワーク参加者や地域センター、図書館等に提供する。
- ②広報いたばしへの防犯特集記事の掲載
広報いたばしに防犯特集の記事を掲載する。
- ③緊急犯罪情報の提供（随時）
板橋区防災メール・公式LINEの登録者へ、重大事件等の発生情報を配信する。
- ④板橋区防災・防犯情報X（旧Twitter）運用（随時）
板橋区や警視庁生活安全部等の防犯に関する取組やイベント等の情報発信を行う。
- ⑤区公式ホームページの更新（随時）
イベントの開催情報や犯罪発生情報等、区の防犯に関する取り組み等を掲載する。
- ⑥「メールけいしちょう」「Digi Police」「東京消防庁公式アプリ」への周知（随時）
広報いたばしへの掲載等、区民への周知と登録を促進する。
- ⑦青色防犯パトロールカーによる広報活動（随時）
警察署からの連絡等により、指定地域に青色防犯パトロールカーを巡回させ注意喚起の広報活動を行う。
- ⑧防犯用品の展示（常時）
特殊詐欺等対策電話機、簡易型自動通話録音機、防犯ジャリ等の防犯用品を本庁舎南館4階に常設展示し、防犯意識の啓発に努める。

⑨各種キャンペーンの実施（随時）

痴漢撲滅や特殊詐欺対策、子どもの防犯等についての注意喚起・啓発のため、警察署等と協力し、各種キャンペーン活動を行っていく。

⑩特殊詐欺被害防止に向けた対策

区が発行する冊子や区民宛てに送付する封筒・資料に特殊詐欺被害防止の記事・注意喚起を掲載する。